

今月の経理情報

2004年4月

今回のテーマ： 中小企業経営革新支援法に基づく公的支援制度

「経営革新支援法」は、中小企業が行う経営革新（新たな取組みによる経営の向上）を支援する法律で、他の中小企業対策とは異なり、支援対象となる業種が限られていないのが特徴です。

そのため、最近では承認件数が増えており、04年1月末現在で12,700件を超えました。

<支援策の概要>

項目	概要	助成措置等	問い合わせ先
補助金	新商品・技術の開発のための補助金	経費の2/3を限度として補助	都道府県担当部局
融資	設備資金・運転資金についての融資	特別貸付・特別利率・担保免除など	中小企業金融公庫 相談センター
信用補完	中小企業信用保険法の特例	通常の付保限度枠と同額の別枠を用意	全国信用保証協会 連合会
直接金融	中小企業投資育成株式会社法の特例	資本金3億円超の株式会社も投資の対象	中小企業投資育成 株式会社
助成金等	雇用対策臨時特例法 新規・成長分野雇用創出特別奨励金	中高年齢者雇用の支援 前倒し雇用等の奨励金	都道府県担当部局 都道府県高年齢者 雇用開発協会

<中小企業の範囲>

経営革新支援法の対象となる「中小企業」とは、つぎのいずれかの要件を満たす会社です。

業種	要件	
	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

<経営革新支援法の承認手続きの流れ>

- (1) 「中小企業経営革新計画」の作成・都道府県各部局への申請書の提出
- (2) 都道府県知事の承認
- (3) 各支援機関等による審査
- (4) 各支援機関等による助成措置等の決定

計画事業の実施後、各支援機関より、計画進捗状況の調査がおこなわれます。

お見逃しなく！

各支援制度承認の成否は、「中小企業経営革新計画」の内容がポイントとなります。専門の会計士・税理士等との共同作業をおすすめします。